

募集期間 7月1日(月)～12月27日(金)

高松市プレミアム付商品券の使用可能店舗を募集します！

プレミアム付商品券ってなに？

消費税率引上げが低所得者の方々に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起・下支えするため令和元年度高松市プレミアム付商品券を発行・販売します。

● 購入対象者

○ 低所得者向け

● 平成31年1月1日(基準日)時点で高松市に住民登録がある方

● 令和元年度市民税(均等割)が課税されていない方 ※平成30年中の収入に対する課税

ただし

}	・市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
	・生活保護の被保護者や、その他生活保護の基準の例による
	給付を受け取っている方など

は除きます。

※扶養親族などの範囲は、市民税均等割課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいいます。

○ 子育て世帯主向け

● 平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に出生した子が属する世帯の世帯主

● 商品券の販売額

1冊、5千円分(500円券×10枚つづり)の商品券を4千円で販売します。
購入引換券1枚につき、最大5冊まで(2万5千円分まで)購入することができます。
1冊単位で、複数回に分けて購入することもできます。

● **購入期間** : 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

● **使用期間** : 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)



商品券使用可能店舗 申込方法

下記①～③のいずれかの方法で申し込んでください。

① **インターネット** : <https://www.takamatsu-r1-p-shohinken.jp>

② **F A X** : 087-823-5013

③ **郵送** : 〒760-0028
高松市鍛冶屋町7-6 JTBビル4階
高松市プレミアム付商品券事業運営オフィス

● 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗をもつ事業者については、原則、店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申し込みを行ってください。
なお、その場合は、上記①インターネットで申し込んでください。

商品券使用可能店舗 申込期間

令和元年7月1日(月)～12月27日(金)

● 購入対象者に送付する「商品券使用可能店舗のご案内」のリーフレットに掲載できるのは**令和元年8月15日(木)**までに商品券利用可能店舗に登録された特定事業者に限ります。
審査に時間を要する場合がありますので、お早めにお申し込みください。

商品券使用可能店舗 申込資格

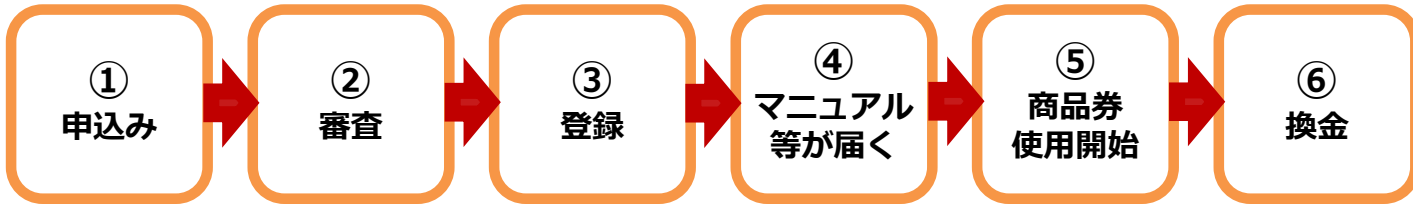
高松市内に事業所・店舗等を有する事業者

ただし、●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種ではない方

●暴力団や暴力団員など、反社会的勢力に関与していない方 など

※詳しくは「令和元年度高松市プレミアム付商品券使用可能店舗募集要項」をご確認ください。

商品券使用可能店舗の申込みから換金まで



換金について

●換金取次金融機関と受付時間

高松信用金庫 高松市内16店舗 平日9:00～15:00

※本店営業部とレインボー支店は平日9:00～16:00

●換金期間 : 令和元年10月1日(火)～令和2年4月10日(金)

※上記の期間を過ぎての換金には一切応じられません。

●換金申出締日と振込日

換金申出締日	振込日
毎月10日	毎月17日
毎月20日	毎月27日
毎月末日	翌月7日

※換金申出締日、振込日ともに金融機関が休業日の場合は、直前の営業日となります。

●その他注意事項

- 換金手数料はかかりません。
- 取次金融機関(高松信用金庫)に口座をお持ちでない方も、お持ちの口座(他行)宛振込依頼書をご記入いただくことで、換金手続きが可能です。(振込手数料はかかりません。)
- 換金方法等の詳細については、登録後に配布予定の「商品券使用可能店舗マニュアル」にてご確認ください。

お問い合わせ先

●お電話でのお問い合わせ先

高松市プレミアム付商品券コールセンター 電話: 087(826)0423
7月1日から(平日のみ) 8:30～17:00

●商品券使用可能店舗登録申込書兼誓約書の送付先

高松市プレミアム付商品券事業運営オフィス FAX: 087(823)5013
(平日のみ) 10:00～17:00 メール: tak-shohinken@bsec.jp

〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6 JTBビル4階

専用ホームページ: <https://www.takamatsu-r1-p-shohinken.jp>